階級章	乙	海曹長から三等海曹まで	位に刺しゆうによる銀色の桜花一個をつけたものとし、海曹長たる自衛官にあつては、刺しゆうによる銀色弧状線の上に刺しゆうによる銀色のいかり一個及び桜花一個を組み合わせたものをつけたものとする。
		海士長以下	黒色の布製台地に刺しゆうによる赤色Ⅴ字形線をつけ、その上位に刺しゆうによる赤色の桜花一個をつけたものとする。
		形状及び寸法は、各階級別に図のとおりとする。	
	丙	海将補以上	黒色のラシャ製台地に金色モールを張り、銀色モール製の桜花及びいかりをつけ、その上位にいかりを浮き彫りにした金色金属製のボタン一個をつけたものとする。
		一等海佐から准海尉まで	黒色のラシャ製台地にしま織金線をつけ、その上位に金色モール製の桜花一個及びいかりを浮き彫りにした金色金属製のボタン一個をつけたものとする。
		海曹長から三等海曹まで	白色の布製台地に平織又は刺しゆうによる黒色Ⅴ字形線をつけ、その最上位の黒色Ⅴ字形線の上位に平織又は刺しゆうによる黒色弧状線をつけたものとし、海曹長たる自衛官にあつては、平織又は刺しゆうによる黒色のいかり一個及び桜花一個を組み合わせたものをつけ、一等海曹から三等海曹までの自衛官にあつては、平織又は刺しゆうによる黒色弧状線の上位にラシャ又は刺しゆうによる黒色の桜花一個をつけたものとする。
		海士長以下	階級章甲と同じとする。ただし、台地は白色とし、Ⅴ字形線及び桜花は黒色とする。
		階級章乙を除き、三等海曹以上のものの形状及び寸法は、各階級別に図のとおりとし、その他のものの形状及び寸法は、それぞれの各階級に応ずる別表第二㈠イの階級章甲と同じとする。	
冬服バンド	黒色の綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、バックルは、金色金属製とする。形状は、図のとおりとする。		
第一種夏服バンド	白色の綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、バックルは、銀色金属製とする。形状は、冬服バンドと同じとする。		
幹部候補者き章	海曹長	甲	金色しま織線の上に金色モール製のいかり一個をつけたものを左右のそでに巻きつけるものとする。
		乙	黒色の布製台地に刺しゆうによる金線をつけ、その上に刺しゆうによる金色のいかり一個をつけたものとする。
		丙	黒色のラシャ製台地に金色しま織線をつけ、その上に金色モール製のいかり一個及びいかりを浮き彫りにした金色金属製のボタン一個をつけたものとする。

階級章		海士長以下	それぞれの各階級に応ずる別表第二㈠イの階級章甲と同じとする。ただし、防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官にあつては、台地の色は、濃紺色とし、防衛大臣の定める海曹候補者以外の自衛官にあつては、台地の色は、黒色、Ⅴ字形線及び桜花の色は、赤色とする。
	乙	海将補以上	黒色の布製台地に金色モールを張り、銀色モール製の桜花及びいかりをつけたものとする。
		一等海佐から准海尉まで	黒色の布製台地に刺しゆうによる金線をつけ、その上位に刺しゆうによる金色の桜花一個をつけたものとする。
		海曹長から三等海曹まで	黒色の布製台地に刺しゆうによる銀色Ⅴ字形線をつけ、その最上位に刺しゆうによる銀色弧状線をつけ、その上位に刺しゆうによる銀色の桜花一個をつけたものとし、海曹長たる自衛官にあつては、刺しゆうによる銀色弧状線の上に刺しゆうによる銀色のいかり一個及び桜花一個を組み合わせたものをつけたものとする。
		海士長以下	黒色の布製台地に刺しゆうによる赤色Ⅴ字形線をつけ、その上位に刺しゆうによる赤色の桜花一個をつけたものとする。
		形状及び寸法は、各階級別に図のとおりとする。	
	丙	海将補以上	黒色のラシャ製台地に金色モールを張り、銀色モール製の桜花及びいかりをつけ、その上位にいかりを浮き彫りにした金色金属製のボタン一個をつけたものとする。
		一等海佐から准海尉まで	黒色のラシャ製台地にしま織金線をつけ、その上位に金色モール製の桜花一個及びいかりを浮き彫りにした金色金属製のボタン一個をつけたものとする。
		海曹長から三等海曹まで	白色の布製台地に平織又は刺しゆうによる黒色Ⅴ字形線をつけ、その最上位の黒色Ⅴ字形線の上位に平織又は刺しゆうによる黒色弧状線をつけたものとし、海曹長たる自衛官にあつては、平織又は刺しゆうによる黒色のいかり一個及び桜花一個を組み合わせたものをつけ、一等海曹から三等海曹までの自衛官にあつては、平織又は刺しゆうによる黒色弧状線の上位にラシャ又は刺しゆうによる黒色の桜花一個をつけたものとする。
		海士長以下	階級章甲と同じとする。ただし、台地は白色とし、Ⅴ字形線及び桜花は黒色とする。
		階級章乙を除き、三等海曹以上のものの形状及び寸法は、各階級別に図のとおりとし、その他のものの形状及び寸法は、それぞれの各階級に応ずる別表第二㈠イの階級章甲と同じとする。	